

Tax - Account

第88号
平成26年5月31日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

平成26年度税制改正について(その2) ~簡易課税制度

消費税率が改正されてから2か月が経過しました。

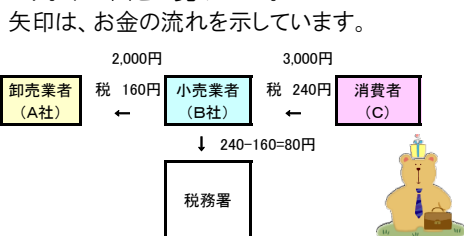
報道によれば、駆け込み需要の反動で売上が減少した業界もあれば、企業努力などによってむしろ売上が増やした企業もあり、なかには、「売上は増えたが、駆け込み需要を3月までにさげず、受注残が4月分の売上となっただけ」というケースもあったそうです。

消費税は、その名のとおり、消費者が負担する税金ですから、税率が上がれば、当然その分の負担が増えます。

しかし、ケースによっては、事業者は逆に得をすることになる問題が、従来から指摘されています。これは「益税問題」と呼ばれています。

益税問題が発生する原因は、いくつか挙げられていますが、今回は、「簡易課税制度」を取り上げます。

その前に、消費税の基本的なしくみのおさらいです。下の図をご覧ください。



小売業者(B社)は、2,000円の商品を仕入れる際、8パーセントの消費税160円を卸売業者(A社)に支払います。

消費者(c)が、この商品をB社から購入する際は、商品の代金3,000円といっしょに、消費税240円を支払います。

そうすると、B社は、Cから消費税240円を受け取り、A社に160円支払ったこととなります(実際の順序は逆かもしれませんが)。

B社は、こうして手元に残った80円を税務署(国庫)へ納めます。

つまり、消費税について、B社は得も損もしていません。事業者にとっては、消費税は「預り金」に過ぎない、と言われるのは、このような意味です。

上記では、B社は、売上と仕入がそれぞれ1件しかありませんから、税務署へ納める税額を計算するのに苦労はありません。

しかし、現実の取引件数を考えた場合には、それなりの事務負担が生じます。さらに、消費税法上、売上や仕入、経費のなかには、消費税がかからないものがあり、「かからない」

のなかにも、納税額の計算に影響するものと影響しないものがあるなど、実際の納税額の計算は、複雑です。

そこで、小規模事業者の事務負担に配慮して設けられたのが、「簡易課税制度」です。

簡易課税制度では、A社に支払った消費税額を考慮することなしに、Cから預かった消費税額のみで、税務署へ納める税額を計算します。

具体的には、預かった税額に、業種ごとに定められた率(小売業者の場合は80パーセント。「みなし仕入率」といいます)を乗じた金額(240×80%=192円)を計算し、これを預かった税額から差し引いた金額が納税額となります。つまり、240-192=48円です。

先ほどの計算では、納税額は80円でした。これが48円で済むということになれば、B社の手元には80-48=32円が残ることになります。これが「益税」です。

このことは、消費者が負担した240円のうち、32円は国庫に入らない、ということも意味しています。

この問題点の緩和を図るため、簡易課税制度については、これまで何回かの改正が行われてはいますが、消費税率の今後のさらなる引き上げで、この益税がますます増えることが懸念されていました。

そのため、平成26年度税制改正では、みなし仕入率と実際の課税仕入率の差が特に大きかった「金融保険業」と「不動産業」について、下記のとおり、みなし仕入率が見直されることとなりました。

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度(個人事業者は平成28年)から適用されます。

※ 上記では、わかりやすく「小売業」を例にしていますが、小売業については、今回の改正内容には含まれていません。

業種区分	現行	改正後
卸売業	第1種事業 90%	
小売業	第2種事業 80%	
農林水産業・建設業・製造業など	第3種事業 70%	
飲食店業など	第4種事業 60%	第5種事業 50%
金融保険業		第5種事業 50%
サービス業	第5種事業 50%	第6種事業 40%
不動産業		第6種事業 40%

クールビズ実施について

当事務所では、環境省の提唱する地球温暖化防止対策の一環である「クールビズ」に賛同し、実施しております。

皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、皆様におかれましても、どうぞ軽装でお越しくださいませ。

- ・ 実施期間：5月7日から10月31日まで(予定)
- ・ 実施内容：ノーネクタイ・ノー上着の励行、エアコン温度を高めに設定

COOLBIZ
を奨励しています



発行：

株式会社Y&T会計事務所

田沢徳和税理士事務所

〒233-0013

横浜市港南区丸山台2-1-5

第2丸照ビル3階

TEL： 045-847-4810

FAX： 045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL： <http://www.tax-account.jp>